

請願・陳情における意見陳述制度について

大町市議会基本条例第11条第2項に「議会は、請願を市民による政策提言と位置付けるとともに、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の審査に当たって必要があると認めるときは、これら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。」と規定されています。

この規定を踏まえ、本会議において委員会に付託された請願・陳情について、請願者・陳情者が希望する場合、その委員会において意見陳述（請願・陳情を提出するに至った思いや意見を述べること）を行うことができる制度を設けました。

申し込みや手続き等は、以下のとおりです。

1. 意見陳述の申出

- (1) 意見陳述ができる人は、請願・陳情の提出者で、市内に住所を有する人としします。なお、提出者のほか、意見陳述に際し1名に限り同席できることとしします。
- (2) 意見陳述を希望する場合は、所定の申出書に必要事項を記載のうえ、議会事務局にご提出ください。
- (3) 意見陳述の申出の締切りは、請願・陳情の締切日〔定例会開会日の前2日（市の休日は除きます。）〕と同じです。
- (4) 意見陳述の際は、はじめに住所、氏名（団体の場合は団体名を含む。）を述べていただきますが、住所・氏名を述べることに支障がある場合は、意見陳述の申出のときにその旨を申し出てください。

2. 意見陳述の許可・不許可

- (1) 意見陳述の申出があった場合は、原則許可いたします。ただし、過去1年以内に同様の請願・陳情が出され、その際意見陳述を行った場合は、お断りさせていただきます。

3. 意見陳述の方法

- (1) 当該請願・陳情が審査される委員会において、意見陳述を行います。審査日時はあらかじめご連絡いたしますが、委員会の進行状況により時間が前後することをご了承ください。また、当日はご案内した時間までにお越しください。時間までにお越しにならない場合は、意見陳述がないものとして審査を行います。
- (2) 意見陳述を行うときは、委員会を行う部屋の指定した場所に着席いただきます。
- (3) 意見陳述を行う前に、ご自身の住所・氏名を述べていただきます。その後に、請願・陳情を提出するに至った思いや意見を述べてください。

※ 住所・氏名は、意見陳述の際、支障があるとあらかじめ委員会が認めた場合は省略することができます。

4. 意見陳述の時間

- (1) 請願・陳情1件あたり5分以内とします。
- (2) 意見陳述を行った後、委員から質疑がある場合はお受けいただきます。その時間は、意見陳述の時間に含めません。なお、意見陳述をする人が委員へ質疑・反論をすることはできません。

5. 資料等の配付

- (1) 当日、委員会開会中に資料の配付はできませんが、事前に参考資料を委員に配付することができます。その場合の資料はA4サイズとし、10枚以内(両面印刷可)としてください。希望される場合は、意見陳述を行う日前2日まで(市の休日は除きます。)に、ステープル(ホチキス)留めをした上で10部を議会事務局までご提出ください。
- (2) パネルやスクリーン等他の媒体の持ち込みはできません。

6. 注意事項

- (1) 以下に該当する人は、意見陳述人・同席人になることができません。
 - ア 危険なものを持っている人
 - イ 酒気を帯びていると認められる人
 - ウ 異様な服装をしている人
 - エ はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている人
 - オ 音の鳴るものを持っている人
 - カ 上記のほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる人
- (2) 意見陳述に際しては以下の事項を守り、委員長の指示に従ってください。
 - ア 決められた発言時間を超えないでください。
 - イ 当該請願・陳情の範囲を超えた発言を行わないでください。
 - ウ 個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定の政党、会派、議員、個人、団体等への非難・中傷又は名誉を棄損する発言を行わないでください。
 - エ むやみに騒がないでください。
 - オ はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないでください。
 - カ 帽子、コート、マフラー類を着用しないでください。(ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得れば、着用していても構いません。)
 - キ 飲食又は喫煙をしないでください。
 - ク みだりに席を離れないでください。
 - ケ 携帯電話等の通信機器を使用しないでください。
 - コ 上記のほか、委員会室の秩序を乱したり会議等の妨害となったりするような行為はしないでください。

7. その他

- (1) 意見陳述における発言は、議事録として記録されるほか、資料も含めて公開対象となります。また、インターネット中継も行っています(録画中継)ので、意見陳述の様相(映像と音声)も公開されます。
- (2) 議会では、意見陳述にかかる費用を負担しません。また、意見陳述に関連する行為において、意見陳述する人(同席人を含みます。)が被った損害及び他者等に及ぼした損害並びに紛争について、責任を負いません。